

令和4年度 JEES 留学生奨学金(就職促進) 募集・推薦要項 【令和2年度選定校用】

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という)では、「令和4年度 JEES 留学生奨学金(就職促進)」の奨学生を下記により募集する。

記

1 目的

留学生の国内就職率向上に向け、文部科学省が令和2年度より実施する「留学生就職促進プログラム」においては、大学だけでなく、地方公共団体、経済団体並びにAI等の我が国の成長産業を中心に特定業種※に係る企業及び留学生支援団体等が緊密に連携した産学官コンソーシアムが、国内・日系企業の就職に重要なスキルを学ぶ環境を整える取り組みを支援することにより、外国人留学生の日本での就職ひいては高度外国人材の獲得・定着を目指している。

本プログラムにおいては、日本語能力が就職のための重要なスキルの一つに位置づけられており、受講する留学生全員が各業界・専攻分野において最低限必要となる日本語能力を習得するための日本語教育プログラムの開発・実施が求められている。

本奨学金は、このプログラムに参加する留学生を給付型奨学金により支援し、国内・日系企業への就職に必要な日本語能力習得を促進することを目的とする。

※ 特定業種とは、AI、サイバーセキュリティ、ロボティクス、IoT等、Society5.0の実現をはじめ、我が国の社会の発展に資する産業分野のことと指す。

2 応募資格

次の各号の全てに該当する者。

- (1) 日本国での就職を希望し、文部科学省が令和2年度より実施する「留学生就職促進プログラム」の対象として選定された産学官コンソーシアムに参画する大学(大学院を含む。以下「大学」という)に令和4年4月に正規生として在籍する私費外国人留学生。また、日本に在留する間の在留資格は「留学」であること。
- (2) 上記コンソーシアムが実施する日本語教育プログラムを受講する者で、日本語能力試験を受験する予定の者(日本語能力試験の受験国・受験時期・受験レベルは問わない)。
- (3) AI、サイバーセキュリティ、ロボティクス、IoT等、Society5.0を実現するための産業分野に就職する意志がある者。
- (4) 採用された場合の受給期間が令和4年4月より1学年相当ある者。
- (5) 本奨学金の受給期間中、本協会が実施する他の奨学金を受給せず、他の団体から受ける奨学金等の受給額合計が年額600,000円(月額50,000円相当)以下である者[貸与型(返済が必要なもの)奨学金、学費免除は除く]。
- (6) 令和4年4月に在籍する大学の長の推薦を受けることができる者。

3 採用人数

1コンソーシアムあたり5名まで

4 支給内容

月額奨学金 30,000 円

5 支給期間

令和4年4月から最長1年間。

ただし、特段の理由により令和4年5月以降に渡日する場合は、渡日月から最長で令和5年3月までとする。

6 応募・推薦方法

産学官コンソーシアムを代表して応募する大学(以下「代表大学」という)の長は、2に挙げる応募資格に該当する者について、7に挙げる応募・推薦書類を本協会理事長(以下「理事長」という)に提出するものとする。同一のコンソーシアムに代表大学以外の学校(以下「連携校」という)が参画する場合は、代表大学が連携校からの応募・推薦書類を取りまとめて提出すること。

7 応募・推薦書類及び提出方法

	提出物	提出方法	ファイル形式	備考
(1)	願書(様式 1)	クラウドストレージサービスBoxの指定URLへアップロード(※)	Excel	日本語で書かれたものに限る
(2)	推薦書(様式 2)			文書番号の記載があれば、公印省略可
(3)	推薦理由書(様式 3)			推薦理由は、指導教官等が記入すること

※提出方法の詳細については別紙にて案内。

8 応募・推薦書類の提出期限

令和4年6月3日(金)を提出期限とする。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

9 選考方法及び結果の通知

理事長は、6により推薦された者について本協会に設置する選考委員会に諮り、奨学生を決定する。結果は、令和4年8月中を目途に代表大学を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

10 支給方法

本奨学生は、別に定める方法により、在籍校を通じて支給する。

11 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、本奨学生受給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学生受給終了後1か月以内に、所定の様式により大学を通じて本協会へ提出すること。
- (2) 奨学生は、学籍に変更があった場合、所定の様式により大学を通じて本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (3) 奨学生は、住所・連絡先に変更があった場合、所定の様式により、大学を通じて本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (4) 本奨学生を受給した者は、自身の進路について、在籍課程卒業時に所定の様式により、大学を通じて本協会へ報告すること。
- (5) 奨学生は本奨学生受給期間中及び受給終了後、本協会の要請に応じ、アンケート等への回答、及び交流会等への参加に協力すること。

12 本奨学生の支給の休止または終了および決定取消

- (1) 奨学生が大学を長期欠席(1か月以上)した場合は、本奨学生の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学生支給の再開を願い出たときは、5に記載した奨学生の支給期間内において奨学生の支給を再開することがある。但し、5の支給期間は延長しない。
- (2) 奨学生が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学生の支給を終了する。
 - ① 大学を卒業、退学、除籍、停学、休学または留年(相当すると認められる場合も含む)した場合。
 - ② 本奨学生奨学生の義務を怠った場合。
 - ③ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ④ その他奨学生として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学生の支給決定を取り消す。
- (4) 渡航制限が解除後、奨学生本人の都合により渡日しない場合は、本奨学生の支給決定を取り消す。

13 その他(注意事項等)

- (1) 奨学生は、原則として、本奨学生の返還義務を負わない。ただし、12に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学生の返還を求める場合がある。

- (2) 本奨学生採用決定(本奨学生選考結果通知を大学が受領した時点)前に他の奨学生の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学生として採用された場合、他の奨学生を受給することを目的として本奨学生を辞退することはできない。
- (3) 受給開始から終了まで、受給金額合計が年額 600,000 円を超える給付型奨学生に応募することはできない(ただし、本奨学生の受給終了後に受給を開始する他の奨学生は除く)。
- (4) 在籍大学の留学制度等を利用して海外に留学する場合、長期欠席又は休学の扱いとならなければ、支給を継続する。
- (5) 過去、本奨学生を受給した者は再度応募することはできない。
- (6) 本協会の奨学生事業における標準修業年限は、原則学士課程4年、修士(博士前期)課程2年、博士(博士後期)課程3年とし、この期間のうち5に挙げる支給期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。ただし、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科においては、大学の定める標準修業年限のうち5に挙げる支給期間を支給対象とする。

14 個人情報の取り扱い

(1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学生に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、14(2)①から③及び⑤の目的で寄付者に開示・提供する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学生に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学生の奨学生を決定するため。
- ② 本奨学生支給事務のため。
- ③ 本奨学生授与式または交流会等の開催時に利用するため。
- ④ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段として利用するため。
- ⑤ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に奨学生本人からの承諾を受けた上で、本協会のホームページ等において広報目的に利用するため。

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 国際教育課

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLX ビルディング 12 階

TEL: 03-5454-5274

E-mail: ix@jees.or.jp

以 上